

第1章 総則

I. 乳幼児保育の意義

乳幼児は豊かに伸びていく可能性を内に秘めている。その可能性を発揮して現在を最もよく生きるとともに、望ましい未来を作り出す能力の発達が期待される。しかし未熟であり、発達初期にある乳幼児にとって、心身ともに健康な生活を送るために援助し、また保障する事こそが保育の重要な意義である。更にその事を通して、長期的視野をもって「未来」を見据え人間として生きるために必要な力を身につけさせる事は、何にもまして重要であり欠くことの出来ないものだと言えよう。すなわち、保育の特性は養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもの育成が図られるところにある。

II. 保育所保育

各保育所は新保育指針において、規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

1. 保育所保育に関する基本原則

児童福祉法 第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びに、その自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(1) 保育所の役割

- ①保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- ②保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- ③保育所は入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- ④保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識・技術及び判断を持って、子どもを保育するとともに子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

(2) 保育の目標

1. 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

- ①十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- ②健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- ③人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- ④生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
- ⑤生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
- ⑥様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

2. 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(3) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

- ①一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- ②子どもの生活リズムを大切に、健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ③子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
- ④子どもの相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。
- ⑤子どもが自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。
- ⑥一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(4) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

- ①子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。
- ②子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。
- ③保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- ④子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

(5) 保育所の社会的責任

- ①保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。
- ②保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ③保育所は、入所する子ども等の個人情報을適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

2. 養護に関する基本的事項

(1) 養護の理念

保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。

養護とは、単に子どもの世話をするというだけではなく、安全で衛生的な環境を作ることや、精神的な安定を支える優しく温かい関わり、保育者との信頼関係などの環境全体を指している。園では、この養護の視点を踏まえて保育が展開されることが重要である。

(2) 養護に関わるねらい

ア 生命の保持

- ① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ④ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

イ 情緒の安定

- ① 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。

保育の中で養護と教育が一体的に展開されるとは、乳幼児の教育には保育者が常に子どもの基地になるという関係性が不可欠となる。子どもを「保」護（養護）し、教「育」するからこそその「保育」である。そういった環境の中で、保育者との愛着関係（アタッチメント）や信頼関係が育まれ、そこから根底的な自尊感情が生まれる。そして、更にこれを基礎にして、自己肯定感や、感情を調整する力、粘り強さなどの非認知能力が育っていくのだろう。

「生命の保持」と「情緒の安定」は、明確に二分されるものではなく、深く関わり合っている。子どもの生理的欲求を満たすことで、情緒の安定は図られるし、気持ちを十分満たすことで心身の健やかな育ちも促される。

3. 保育の計画及び評価

(1) 全体的な計画の作成

「保育課程」として各園で作成された計画は、今回、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の三つが同時に改定されたのを契機に「全体的な計画」と呼ぶことになった。

「全体的な計画」は子どもや家庭の状況、地域の実態等に即して工夫し作成することが重要である。つまり、保育園で自分たちはどういう子どもを育てたいのか、それはなぜなのか、そしてそうした子どもたちを育てるために保育の中で、何を重視し、赤ちゃんのときからどういう保育をしていくのか園の基本方針を記述することが必要である。

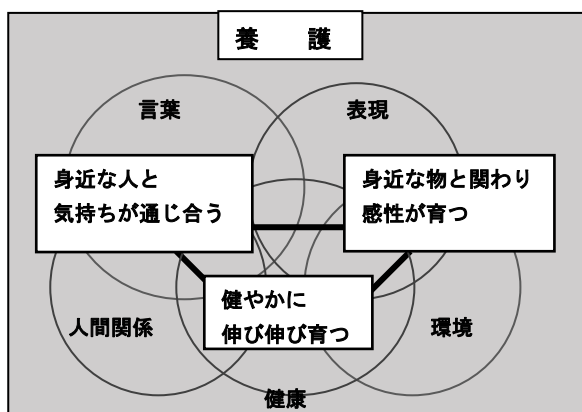
「全体的な計画」は、それぞれの園の独自性を踏まえ、全職員の共通理解のもとに編成されるのが望ましい。そして、みんなで作成していく過程に意味があるだろう。一度つくりあげたものでも、子どもの発達過程を理解し、全職員が関わりながら、これで今の子どもたちに合っているのだろうか職員みんなで考え、見直し修正していくことが必要になってくる。

(2) 指導計画の作成

指導計画は、年、期、月など長期的見通しを示すものと、子どもの姿に基づいて週、日など短期的な予測を示すものとを各園の実情に合わせて作成する。子どもの発達の状態などに応じて、また必要に応じて工夫して作成することが求められる。

指導計画は「全体的な計画」に基づき、クラスの子どもたちの実態に合わせ、乳幼児期にふさわしい園生活の中で、一人一人の子どもの発達課題に必要な体験が得られる保育が展開されるよう具体的に作成する。

乳児期には、大きく三つの視点でみていくが、少しずつ5領域への広がりが見られる。各領域は重なりあっていて、だんだん広がっていく。



① 乳児・・・大きく三つの視点で育ちを見ていく。保護者の思いを受けとめながら、温かい雰囲気にしてゆったりと関わっていくことを大切にしたい。子どもの実態に即した保育を心がけること。個別計画が必要である。

② 1歳～3歳未満・・・1，2歳児は発達が著しいときだが、個人差も大きい時期である。そのため一人一人の子どもの育ちに合ったていねいな関わりが出来、個別적인関わりが出来るような個別計画が大切になる。5領域のはじまりでもある。

③ 3歳以上児・・・一人一人の子どもの主体性が重視されてこそ集団の育ちがある。子どもたちは大人や友だちと関わりながら、人とつながる力をつけて成長していく。友だちと様々な関わりを持ち、一緒に活動する楽しさ味わい、協同で遊びを展開する。子どもの興味や思いを大切にしながら柔軟性のある計画を進めていくことが必要である。

- ④ 異年齢の編成における保育の指導計画・・・異年齢の子どもたちが関わりあうことで、日々の保育における遊びや活動の展開の仕方がより豊かになることが望まれる。しかし、一方で、子どもの発達差が大きいと、個々の子どもの状態を把握した上で、保育のねらいや内容を明確にもち適切な環境構成や保育士の援助を考えることが必要である。
- ⑤ 障がいのある子どもの個別の指導計画・・・子ども一人一人の障がいや発達上の課題は様々であり、その状態も多様であることから、子どもの発達の過程や心身の状態を把握すると共に保育園の生活の中で考えられる育ちや、その子の感じている困難さを理解することが大切である。そして、一人一人に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりの画面を大事にしながら、職員の連携のもと保育の計画を個別に考えていくことが必要である。

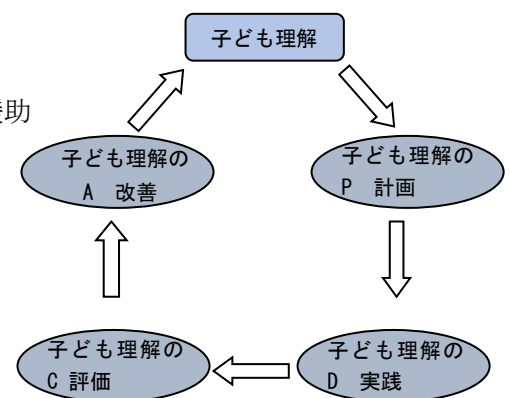
(3) 指導計画の展開

まずは「子ども理解」が前提にある。

- ・職員の協力体制による保育の展開、環境構成
- ・子どもの変化に応じた活動の柔軟な展開
- ・子どもの主体的な活動を促す保育士等による多様な援助
- ・記録と保育の見直し、改善を行う。

子どもの気付きや発想を大切にしながら

子どもと共に実践していく。



(4) 保育内容等の評価

① 保育士等の自己評価

保育の記録（日誌等）を通して計画と実践を振り返り、自己評価につなげていく。

例えば日誌は「トラブルや困ったこと」を中心に書いていくのではなく、エピソードや子どもの思い、保育士の言葉、ねがいが入るように書いていくと自己評価につながっていくのではないだろうか。

かけがえのない毎日を過ごす子どもたちにとって、プロセスを大切にしたい保育が重要である。子どものできるできないを評価するのではなく、その子にとってのプロセスの意味を見つけていくまなざしが、保育士の子ども理解のうえで重要になってくると思われる。

「子どもの育ちを確認すること」「子どもの言動をどのように見て、どのように聞いて、どう対応したか。保育士の見方、関わり方は適切であったのか。」ということが大切であり、自己評価は「たのしそうだった」「くやしそうだった」というような保育士の感想というわけではない。自己評価を書くことで、子ども理解を深め、改善していくことが可能になっていく。

「自己評価の意義」

保育所は、保護者とのパートナーシップのもとで、子どもの健やかな育ちを保障し、よりよい保育を展開していくために、計画に基づいて実践した自らの保育を多様な観点で振り返りながら、継続的に保育の質を向上させていくことが求められている。

【保育士等の自己評価】

子ども一人一人の育ちをとらえる視点

- 子どもの実態を踏まえたものであるのか
 - ・ 子どもの興味、関心が活動の核になっているのか
 - ・ 活動が展開し発展していったか
 - ・ 子どもの発達段階に適したものだっただか
- 子どもが意欲的に取り組めるよう工夫されているか

自らの保育をとらえる視点

- 保健、衛生面、安全面への配慮はされているのか
- 毎日の生活の中で、常設の環境を生かす工夫がなされているか
- 環境づくりは適切であったか
- 子どもの活動、発展に対応ができたか
- 子どもの内面を受け止め、生かすことができたか
- 一人一人の子どもを理解し、愛情を基盤に必要な援助はできたか
- 保育者間で必要な連携はとれていたか
- 必要な記録を残すことはできたか

【保育士等の学びあいとしての自己評価（効果）】

- 一人では気付けなかった保育の良さや、課題の発見につながる
- 自分の不十分な点や、修正が必要な点に気付く
- 保育のマンネリに陥ることを防ぐ
- 専門性を持ちながら、チームワークを向上させていこうとする姿勢によって組織として前向きに取り組むことが可能になる。

② 保育所の自己評価

地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むと共に、評価の結果を踏まえ、保育所の保育内容等の改善を図ること。

- 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。
- 園内で起きた事故の原因追求を行い、再発防止のための課題発見や施策を行っている。
- 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っている。

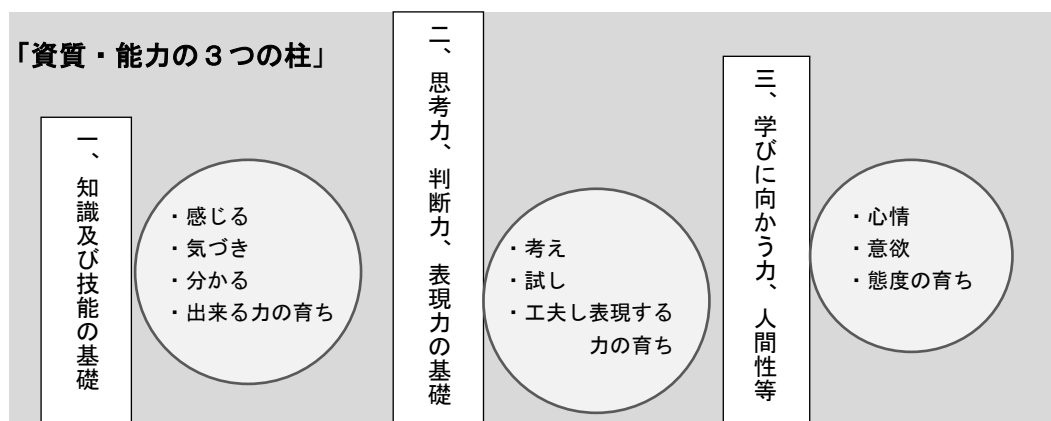
（５）評価を踏まえた計画の改善

- ① 「書くことは見ることのトレーニング」とは、小さな場面記録を書き続けることで見る力も備わってくるということである。書いた記録を職員同士読み合わせ様々な意見を出し合い、一人では見つけられなかった課題に気づき子ども理解が深まる。その繰り返しにより、次の計画の改善へとつながる。
- ② 保育士等の自己評価などで課題となっていることを、短期間ですべて改善しようとするのではなく、課題の重点化を図った上で、期あるいは単年度から数年の間で、実現可能な計画の中で進めるようにすること。常に適切かつ実現可能な評価の観点や項目は、評価に関する様々な情報を収集するなどして見直す事が大切である。

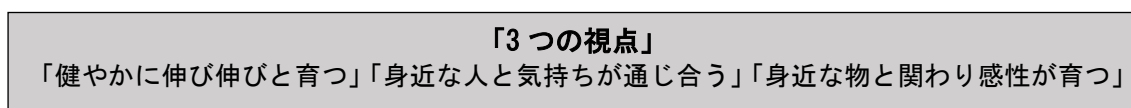
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

保育所と認定こども園においては、生涯にわたる力の基礎を培うため保育の目標を踏まえ資質・能力を保育活動全体によって育くむよう努めるものとする。

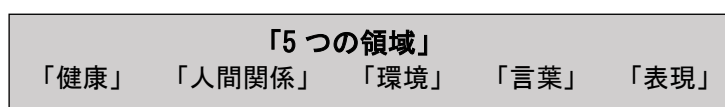
「資質・能力の3つの柱」に基づくねらい「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」が示された。



資質能力・能力を育てるために発達の特徴を踏まえた乳児期には、3つの視点が新たに示された。



1歳以上3歳未満児と3歳以上児は保育所保育（教育）の目標、ねらいを具体的に示した5領域。



幼稚園、認定こども園についても基本的に同じであり、保育は環境を通して行うものであること。この3つの柱を共に育てていくことが、幼児期以降の教育テーマである。子どもたちの自発的で主体的な活動を通して、年齢に応じたねらい及び内容に基づき、一人一人の発達の特性に合ったものが調整され、具体的な保育活動が総合的に育まれ、一人一人の可能性が最大限に発揮できるよう側面的に支援し、子どもたちに寄り添う保育を大切にしながらこれまでよりも意識して必要な援助をすると共に指導を行うものである。

子どもの育ちを可視化されたものが「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」10項目である。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ①健康な心と体 | ⑥思考力の芽生え |
| ②自立心 | ⑦自然との関わり・生命尊重 |
| ③協同性 | ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 |
| ④道徳性・規範意識の芽生え | ⑨言葉による伝え合い |
| ⑤社会生活との関わり | ⑩豊かな感性と表現 |

これは、到達目標ではなくこれから育ちつつある姿として捉えることが重要であり、園の方針に沿って整理し、全体的な計画を作成していく。小学校以降にもわかりやすく伝えるためにも、小学校就学時の具体的な目標と捉え、一人一人の発達に合ったものであること。生きて働く、未知の状況にも対応できる学びを人生や社会に生かそうとするこれからの社会を生きるために必要な力の基礎を意識して育てていこうとする認知能力と非認知能力の双方を教育の過程で身につけていく。